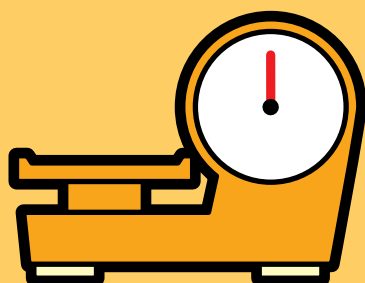
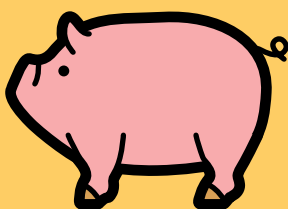
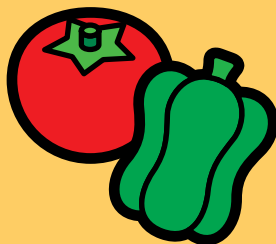


「お店の信用は正しい計量から」



お客さんに信頼され、店が繁盛するためには、日ごろから「正しい計量」に努めることが大切です。

正しい計量を行うための **5** のポイント
次のことに注意しましょう。

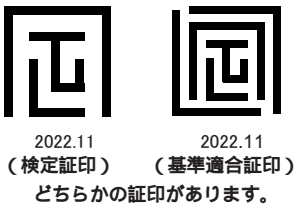
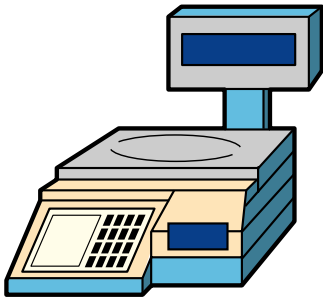
- Point 1** 正しいはかりの選定と検査
- Point 2** はかりの使い方
- Point 3** 風袋引き計量
- Point 4** 商品管理（自然減量）
- Point 5** 業務分担と従業員教育

正しい計量の 手引き

静岡県計量検定所

Point 1【正しいはかりの選定と検査】

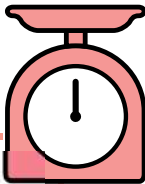
- ① 商取引に使用するには検定証印又は基準適合証印が付されたはかりを購入しなければなりません。



検定は、計量器が製造又は修理された時点で各都道府県が行います。合格すると検定証印と検定を行った年と月が付されます。この検定証印に代えて、経済産業大臣が品質が良好と認め指定した製造メーカーでは、基準適合証印を付します。

計量する品物に適した計量器を選定し購入しましょう。

スーパーマーケット等において、商品をトレイ等に詰込みの際に使用する計量器の最少目盛りは、1gが最も適しています。野菜等で商品の重さが2kg～3kgになるものについては、最小目盛りは2g・5gでも良いでしょう。



キッチンスケール(家庭用計量器)は、商取引に使用できません。購入は取りやめましょう。

家庭用計量器に指定されたキッチンスケールは、お料理の際に使用するものです。

最近、スーパーマーケットでは200gなどの端数のない定量詰めの商品が販売されています。

この計量にもキッチンスケールは使用できません。

- ② 2年に1度、計量器定期検査を受検し合格したものでなければ使用できません。

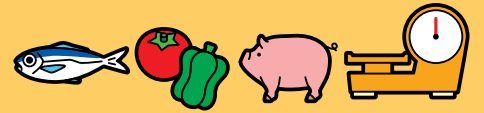


定期検査済ステッカー

県又は特定市が実施する検査を、計量器定期検査といいます。(静岡県の検査は、(一社)静岡県計量協会が実施します。)

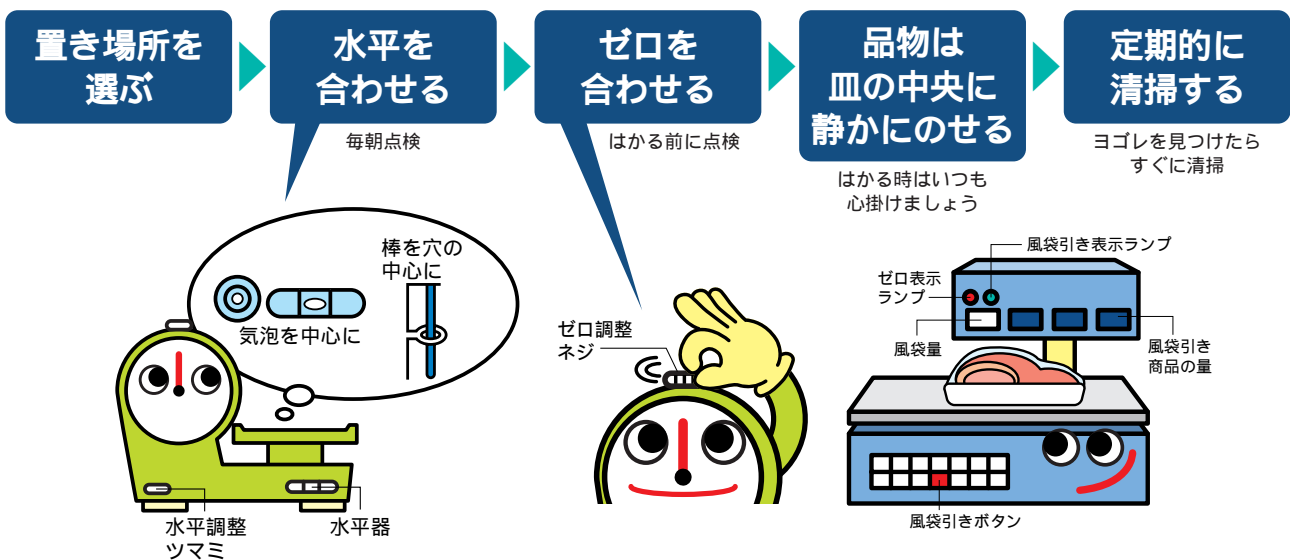
この検査に代わり計量士が検査し県又は特定市にその届出書を提出すれば計量器定期検査は免除されます。

新品を購入した場合は、検定証印等の年月から1年間免除されます。(最大計れる重さが150kgを超えるものは、別規定となり、検定実施から1年以内のものに限定される場合があります。)



Point 2 【はかりの使い方】

はかりを使用するときは、必ず、次のことを行いましょう。



Point 3 【風袋引き計量】

商品の詰込みに使用するトレイ、ラップフィルム、経木、袋等(これらを「風袋」といいます。)の重さは、商品に含まれません。

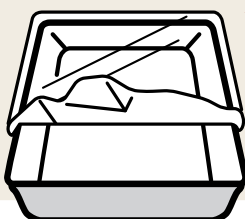
不適正計量の原因は、大部分が商品にトレイとラップフィルム等の重さを含めて計量していることです。各部門責任者は、計量担当者に風袋引き計量方法を手をとって懇切丁寧に教育しましょう。特に新入社員には必ず教育しましょう。

風袋引きは、風袋を作成しその重さを把握することから始まります。

風袋の作成とその重さ

作成 1

トレイとラップフィルムで包装する場合は、トレイとラップフィルムが風袋です。ラップフィルムの重さは、2~4gありますので風袋作成の際はラップフィルム掛けは必ず行います。中敷きも風袋です。



ラップフィルムの重さも風袋量

作成 2

ワサビやタレ等の添え物がある場合は、これも含めて風袋として作成します。



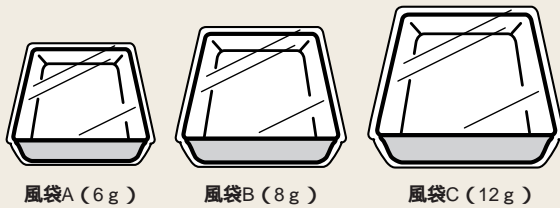
ワサビやタレも風袋量に!!

風袋の管理

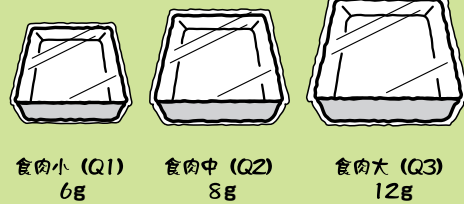
管理 1

数種類の風袋を使用する場合は、全て作成します。

風袋一覧表を壁等に掲示することをお勧めします。

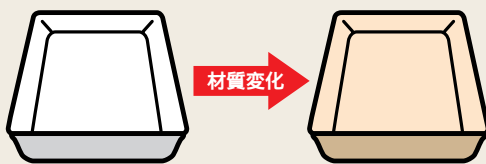


〈風袋一覧表〉



管理 2

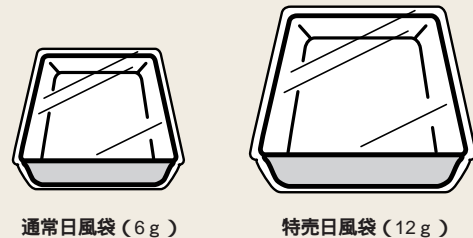
風袋の材質が変わり、風袋の重さが変わることがあります。定期的に風袋量の確認を行います。添え物量についても定期的に重さを確認します。



定期的に風袋量の確認を!!

管理 3

特売日の風袋量に注意しましょう。特売日は、通常より販売量を増やすことが多いようです。当然風袋も大きいものを使用します。風袋量を確認しましょう。



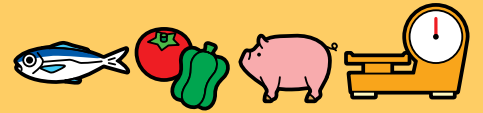
風袋引き基本操作

(1) 電気式はかりの場合

- ① 詰込み商品に使用する風袋を作成し、これを計量し、数値を読取る。
- ② 「風袋」ボタンを押し、重さが「ゼロ」表示になることを確認する。
- ③ 風袋をはかりから降ろしたとき風袋量がマイナスで表示することを確認する。
- ④ 商品の計量を開始する。

ラップフィルムを計量器が自動的に行う機種(包装機値付機付はかり)があります。この機種では、ラップフィルムは風袋に含めず、トレイのみを風袋量として設定し計量します。





商品名や風袋量を商品コード番号で記憶している電気式はかりの場合

- ①「品番」ボタンと商品コード番号で商品名や風袋量等呼び出す。
- ②はかりに表示された風袋量が作成した風袋量又は風袋量一覧表(壁等に表示されたもの又は商品一覧表ノート等)と一致することを確認する。
- ③商品の計量を開始する。

(2) ばね式皿指示はかりの場合

風袋引き機能が付加されていませんので、次の要領で計量します。

- 《例》 ①風袋を作成し、これを計量し、数値を読取る → (8g)
 《「詰込み商品の重さ(表記量)」が200gの場合》
 ②「風袋」+「詰込む商品の重さ」= はかりの指示値 → (208g)

“自ら適正表明”

量目検査

自社で袋詰めした商品は、社内で定期的に量目検査を行い「正しい内容量である」ことを自ら証明しましょう。この業務は部門責任者が自ら行いましょう。次のような記録を取り保存しましょう。



検査年月日	商品名	総量	風袋量	内容量	表記量	過不足量	同 %	判定	検査者
13.11.1	牛肉	256 g	12 g	244 g	244 g	±0 g	0		静岡岡
13.11.1	まぐろ刺身	239 g	14 g	225 g	237 g	- 12 g	- 5.0	×	駿河

Point 4 【商品管理(自然減量)】

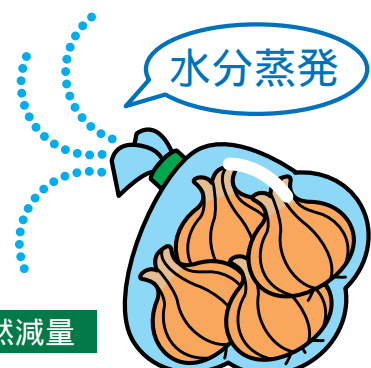
袋詰めした生鮮食品(特に野菜/果物類等)を陳列し日時が経過すると、水分が蒸発し、内容量が目減りすることがあります。これを自然減量とよんでいます。

詰込み時に正確に計っても、自然減量した商品をお客さんが購入すると、量目不足商品であるとして苦情を招く可能性があります。

これらの商品を販売する時は、販売状況を把握し、効果的な対策を講じることが必要です。

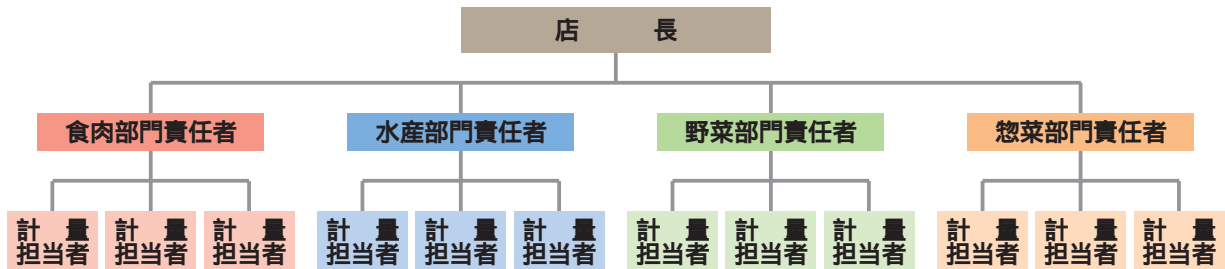
《対策例》

- 販売個数を見込み必要な個数だけ袋詰めする
- 時期を決めて再計量を行う
- 減量率を見込み入れ目する
- 包装形態を検討する
- 陳列ケースの環境状況を検討する



Point 5 【業務分担と従業員教育】

正しい計量業務の全てを店長自ら行おうとしても無理があります。
店長・部門責任者・計量担当者が分担し、確実に実施することが大切です。



計量業務を次のように分担しましょう。

店長の業務

- (1) 各販売部門ごとの計量責任者（部門責任者）の指名
- (2) 部門責任者から計量業務状況の報告を受ける
- (3) 各部門責任者が決められた業務を実行しているか現場におもむき実地で確認する。（内部監査）
 - 商品棚からトレイ詰め商品を抜き取りはかりに載せ商品に風袋量が含まれていないか時々確認する
- (4) 量目苦情に対する処置方針指示と再発防止策の決定
- (5) 新規計量器の購入の承認

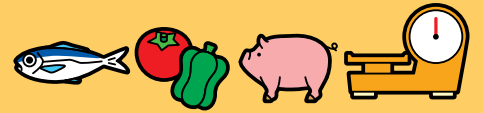
部門責任者の業務

- (1) 計量器の設置場所の決定
- (2) 計量担当者に対する計量の教育と指導
 - a はかりの使用前点検方法の教育と指導
 - b 手をとって、風袋引き操作方法の現地教育
 - c 新入社員に対する計量教育（必ず行うこと！）
 - d 朝礼などで、定期的な計量の社員教育
- (3) はかりにコード番号で記憶された風袋量の適正状況の確認
- (4) 店長への報告業務等
 - a 計量担当者に対する教育の実施状況の報告
 - b 量目検査状況の報告とその記録の提出
 - c 不良計量器の状況報告と新規購入品の選定
 - d 量目苦情の報告とその処置及び再発防止の策定
- (5) 計量器定期検査の受検手配と受検

正しい計量は組織作りと業務分担から

計量担当者の業務

- | | |
|----------------|---|
| 《計量前の準備作業》 | (1) 計量器の周辺の整理・整頓作業の実施（計量器に触れるものがないこと）
(2) 計量器の水平の確認（水平器の気泡玉が中央であること）
(3) 計量器の定期的な清掃実施 |
| 《計量の実施準備作業》 | (1) 計量器の電源をオンする。自動的に始まる数値表示に欠けのないことの確認
(2) 計量器のゼロ点スイッチを押し、重さ表示がゼロであることの確認 |
| 《風袋引き作業と計量の実施》 | (1) 詰込み商品に使用する風袋を作成し計量する
（例：「トレイにラップフィルム」掛けを行い、商品は空の状態）
(2) はかりの近くの壁等に風袋の重さ一覧表が表示されている場合は、この数値と確認
(3) 計量器に風袋のみが載った状態で「風袋ボタン」を押し風袋引きを行う
風袋量のはかりにコード番号で記憶されている場合は、必ずはかりに表示された風袋量を読み、作成した風袋量又は風袋一覧表（壁等に表示されたもの又は商品一覧表ノート）と一致することを確認する
(4) 商品は計量器の皿の中央に静かに載せ計量する |



【計量法の規定】

参考 1

どんなに注意深く計量しても、ある程度の誤差が生じてしまいます。
そこで計量法は、やむを得ない誤差(量目公差^{りょうもくこうさ})の範囲内で計量することを義務付けています。

量目公差の一例

商品分類	量目公差(少ない場合のみ)
食肉	5 g 以上 ~ 50 g 以下 - 4 %
食肉加工品	50 g 超え ~ 100 g 以下 - 2 g
塩蔵魚介類(塩たらこ等の魚卵)	100 g 超え ~ 500 g 以下 - 2 %
豆類	500 g 超え ~ 1 kg 以下 - 10 g
茶 菓子類等	1 kg 超え ~ 25 kg 以下 - 1 %
魚介類(塩蔵魚介類を除く)	5 g 以上 ~ 50 g 以下 - 6 %
水産加工品	50 g 超え ~ 100 g 以下 - 3 g
海藻類	100 g 超え ~ 500 g 以下 - 3 %
野菜 果物 漬物	500 g 超え ~ 1.5 kg 以下 - 15 g
調理食品(惣菜類)	1.5 kg 超え ~ 10 kg 以下 - 1 %

内容量が表記量より多い場合については、規制がありません。

上記の商品分類は包括的に記載しましたが、計量法は、日本標準分類を基に詳細に規定しています。(詳しくは、静岡県計量検定所にお問合わせください。)

参考 2

特定の商品(計量法第13条で定められたもの)を密封(缶詰、瓶詰、トレイラップフィルム融着包装等)して製造や輸入する事業者は、内容量、名称及び住所を表記しなければなりません。

参考 3



正しい計量は、自己責任で行うことが原則です。

計量法は、適正な計量管理を自ら行う事業所に対して「適正計量管理事業所マーク」の標識を掲げることができると規定しています。

この制度は、組織に国家資格者である「計量士」を配置し、計量器定期検査と量目の管理を自ら行うもので、知事が指定します。

制度の詳細は、静岡県計量検定所にお問合わせください。

11月1日は計量記念日

11月1日は計量記念日です。静岡県をはじめ全国各地で計量における啓発事業等が行われます。

また、11月を計量強調月間として、計量の取締りなども重点的に行われます。計量の取締りは、特定市(沼津市・富士市・静岡市・浜松市)と静岡県が行いますが、県の権限のうち食料品小売店に対する立入検査については、現在は県内31市町に移譲しております。



計量に関するご相談は

静岡県計量検定所

〒421-1221 静岡市牧ヶ谷2078番地 TEL 054-278-8311 FAX 054-278-5479
E-mail keiryousidou@pref.shizuoka.lg.jp